

令和4年3月22日
北海道厚生局

元保険医療機関の指定の取消相当及び元保険医の登録の取消相当

厚生労働省北海道厚生局は、令和4年3月18日付けで、元保険医療機関に対し指定の取消相当の取扱いを、また、元保険医に対し登録の取消相当の取扱いを行いました。

この取扱いは、元開設者及び元保険医として監査への出頭を求めましたが、これに応ぜず、検査を拒み、忌避したことによるものです。

なお、今回の取扱いにあたっては、令和4年3月16日に開催された北海道地方社会保険医療協議会において、同取扱いが妥当との建議がなされています。

※ 「取消相当の取扱い」とは、取消処分を行う前に保険医療機関の指定の辞退や医療機関の廃止、あるいは保険医の登録の抹消に係る届出が提出された等により行政処分を行うことができない場合に、取消処分と同等の取扱いを行うこととするもので、具体的には、取消相当となった日から原則5年間は再指定や再登録を行わないこととするものです。

記

1 元保険医療機関の指定の取消相当

(1) 元保険医療機関の名称等

- ① 名 称 医療法人社団東彩会 元町駅前歯科
(令和3年10月15日 保険医療機関辞退済)
- ② 所在地 札幌市東区北25条東16丁目4番1号
- ③ 開設者 医療法人社団東彩会 理事長 今村 琢也

(2) 指定の取消相当地月日

令和4年3月18日

※ 当該保険医療機関は令和3年8月12日に令和3年10月15日付けで保険医療機関辞退申出書を提出していることから、指定の取消相当の取扱いとするものです。

2 元保険医の登録の取消相当

(1) 保険医の氏名等

氏 名 今村 琢也 57歳
(令和3年10月15日 保険医登録抹消済)

(2) 登録の取消相当年月日

令和4年3月18日

※ 当該保険医は令和3年8月12日に保険医登録抹消希望日を令和3年10月15日とする保険医登録抹消申出書を提出していることから、登録の取消相当の取扱いとするものです。

3 監査を行うに至った経緯

- (1) 令和2年8月26日、患者から北海道厚生局に対し、「明細書を確認したところ、内容に疑問を感じた。」「領収証の金額と明細書や医療費通知の金額が一致しない。」との情報提供があった。
- (2) 令和3年5月25日、個別指導を実施したところ、歯冠修復^{※1}の算定について、診療録及び診療報酬明細書は「全部金属冠」^{※2}の製作とされているものの、歯科技工関係書類では「インレー」^{※3}の製作とされている等、設計内容が一致しなかったことから、今村歯科医師へその理由について質問したところ、明確な回答が得られず、疑義が生じたため、個別指導を中断した。
- (3) 令和3年6月1日、患者調査を実施したところ、4名について、インレーを装着した旨の回答があったにもかかわらず、全部金属冠に係る診療報酬が請求されていることが認められた。
- (4) 令和3年7月13日、個別指導を再開したところ、上記(2)について、明確な回答が得られなかったことから、診療報酬の請求に関して不正又は著しい不当が強く疑われたため、個別指導を中止し、監査を実施した。

歯科用語について

※¹ 歯冠修復（しかんしゅうふく）

むし歯で欠けた部分を、詰めたり被せたりすること。

※² 全部金属冠（ぜんぶきんぞくかん）

いわゆる被せ物

※³ インレー

比較的小さな虫歯を削った歯に詰める修復物